

## 船舶事故調査報告書

平成23年1月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年1月24日 10時20分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港戸島東方沖 鳥羽港東防波堤灯台から真方位350° 400m付近（概位 北緯34°29.7′ 東経136°50.6′）
事故調査の経過	平成22年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五清 <sup>せいこう</sup> 幸丸、4.4トン ME3-58258（漁船登録番号）、個人所有 11.25m（Lr）×2.30m×1.00m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、平成1年12月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月16日 免許証交付日 平成20年7月7日 （平成26年5月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成22年1月24日10時10分ごろ、鳥羽港戸島東方沖のかき養殖施設（以下「かき <sup>いかだ</sup> 筏」という。）に右舷付けして水揚げを開始した。 甲板員は、かき筏に降り、海中に下がっているかきの付いたロープ（以下「かきロープ」という。）に、かきロープを本船右舷側中央付近に設置された巻揚機まで引き寄せるためのロープを接続し、船長に合図したあと、作業の合間に魚釣りをしようと思い、同筏から本船に戻り、船尾甲板上で屈み込み、釣竿の準備を始めた。 甲板員は、1～2分経ったころ、次のかきロープを揚げるころだと思い、再び、本船からかき筏に降り、1回目と同様の作業をしたのち、船長に声をかけたが、反応がなかったことから、本船の中央付近をよく見たところ、10時20分ごろ、本船左舷側中央付近に設置されたかき巻き揚げ脱貝機（以下「脱貝機」という。）のローラーに、カップのフードを巻き込まれてぶらさがっている船長に気付いた。 甲板員は、船長を抱き上げ、脱貝機からフードを外そうとしたが、1人では外せなかったことから、近くのかき筏にいた作業者に助けを求め、船

	<p>長を救出した。</p> <p>船長は、鳥羽市佐田浜港に運ばれ、救急車で病院に搬送されたが、13時28分、死亡と診断された。</p> <p>死因は頸部絞扼による低酸素脳症と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、気温 約8.5℃</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>船長は、本事故発生当時、帽子、カッパ上下、軍手及び長靴を着用していた。</p> <p>船長は、発見時、右舷側を向いた状態だった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、頸部絞扼による低酸素脳症であった。</p> <p>本船は、鳥羽港戸島東方沖のかき筏に接舷して水揚げ作業中、船長が、着用していたカッパのフードを脱貝機のローラーに巻き込まれて頸部を絞めつけられ、低酸素脳症に陥って死亡したものと考えられるが、船長が、フードを巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鳥羽港戸島東方沖のかき筏に接舷して水揚げ作業中、船長が、着用していたカッパのフードを脱貝機のローラーに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	